

# ○金沢大学附属図書館長選考規程

平成18年1月26日

規程第554号

## (趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第22条及び金沢大学附属図書館規程第5条の規定に基づき、金沢大学附属図書館長(以下「館長」という。)の選考に関し必要な事項を定める。

## (館長)

第2条 附属図書館に館長を置く。

- 2 館長は、附属図書館の管理運営を統括する。
- 3 館長は、本学の副学長又は専任の教授をもって充てる。

## (館長の選考時期)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、館長の選考を行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
  - (2) 館長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 館長が欠員となったとき。
  - (4) 館長が解任されたとき。
- 2 館長の選考は、前項第1号の場合は任期満了の日の1月以前に、同項第2号から第4号までの場合はその事由が生じたとき、速やかに行う。

## (館長の選考)

第4条 学長は、前条の規定により館長の選考を行う必要が生じた場合は、関係部局長に館長候補者の推薦を求め、推薦された候補者を参考とし、教育研究評議会の議を経て、館長を選考する。

## (館長の任期)

第5条 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 館長に欠員が生じた場合の補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。